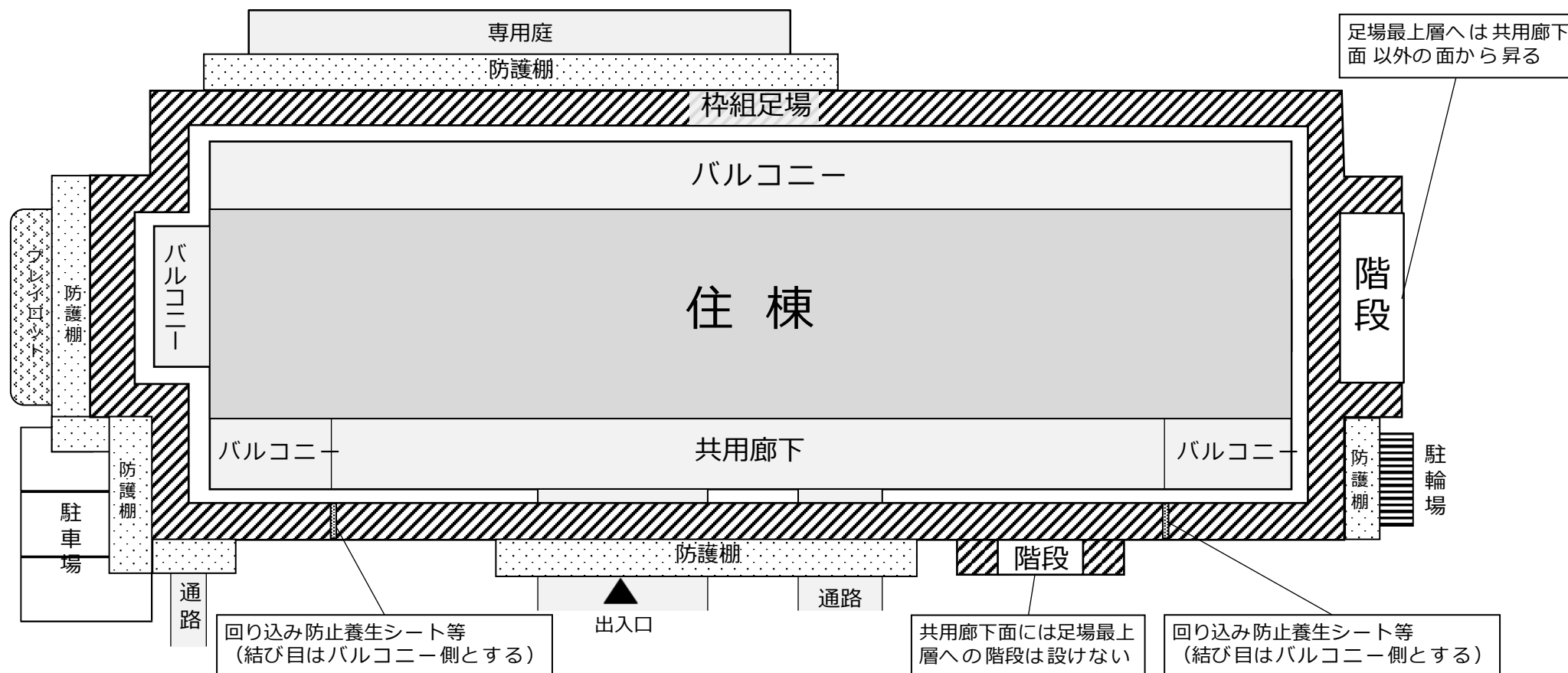


【外部足場等設置概要図】

参考図 2



○留意事項

- 住棟出入口、通路、駐車場、駐輪場（屋根の有無に関わらず）、専用庭、プレイロット及び「人の立入りが多い箇所」※に面する箇所には防護棚を設置する。
※「人の立入りが多い箇所」とは、設置する外部足場から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5m以内の範囲であり、かつ、不特定多数の人が立入る箇所をいう。
- 足場上で高所作業を行う場所においては、住棟と足場の間に安全（層間）ネットを2層毎に、1層程度で設置をすること。
なお、設置場所はバルコニーや廊下へ資機材の落下を抑止するよう配慮すること。
- 夜間・休日に共用部分から外部足場を経由して専用バルコニー等へ回り込めないよう「回り込み防止養生シート」を設置する。
- 既存の棟番号付近に仮設の棟番号を設置する。
- 外部足場への出入口及び昇降階段は、専用部に面していない箇所に設置する等、居住者の環境に配慮するとともに、避難上支障のない位置とする。ただし、労働基準監督署の指導等による場合は、この限りではない。
- 外部足場設置後、安全のために特段の措置が必要と認められた場合には、後日設計変更処理とする。

